

# パソコン甲子園 2025 大会協賛取扱要項

2025 年 1 月 23 日  
全国高等学校パソコンコンクール実行委員会事務局

## (目的)

第 1 条 この要項は、パソコン甲子園 2025 大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、大学、団体、個人等（以下「企業等」という。）が大会に協賛する際の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (協賛の対象)

第 2 条 協賛の対象は、協賛の申込みがあった回の大会のみを対象とする。

## (協賛の方法)

第 3 条 大会に対する協賛の方法は、次のとおりとする。

- (1) 資金協賛：企業等が、大会の開催に要する資金を提供する。
- (2) 物品等協賛：企業等が、大会の開催に要する施設、機器、備品、消耗品等  
を無償又は低価で提供又は貸与する。
- (3) 役務協賛：企業等が、大会運営に係る様々な役務（サービス）を無償又は  
低価で提供する。

## (協賛金の使途)

第 4 条 前条（1）の規定に基づく協賛金は、大会開催に要する経費に充当する。

## (協賛の特典)

第 5 条 全国高等学校パソコンコンクール実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、企業等に対し、協賛の規模に応じて、別表「協賛特典一覧」の特典を提供する。ただし、第 3 条（2）及び（3）の規定に基づく協賛者の特典については、提供内容の相当額により提供する。

## (特典の提供時期)

第 6 条 特典の提供時期は、原則として、協賛金の納付、物品の提供又は貸与、役務の提供（以下「納付等」という。）を実行委員会が確認した後とする。

## (特典譲渡の禁止)

第 7 条 企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

## (特典の有効期間)

第 8 条 第 5 条の規定により企業等へ提供する特典の有効期間は、第 2 条に規定する協賛対象大会が終了した年の年度末までとする。

## (協賛の申込み)

第 9 条 企業等は、協賛申込書（様式 1）により、実行委員会に申し込むものとする。

(適格を欠く内容)

第10条 実行委員会は、申込みの内容が次のいずれかに該当するときは、協賛の申込みを受諾しない。

- (1) 特定の政治団体、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの。
- (4) 大会の品位を傷つけ、又は開催目的に反するおそれがあるもの。
- (5) その他、実行委員会が不相当と認めるもの。

(協賛の成立)

第11条 実行委員会は、申込みの内容等が適格と判断したときは、申込み企業等に対して、期日を定め納付等を依頼する。

(納付等の時期)

第12条 納付等を依頼された企業等は、指定された期日までに納付等を行う。なお、納付等に要する費用は、原則として企業等の負担とする。

(特典提供の停止)

第13条 実行委員会は、企業等が次のいずれかに該当するときは、特典の提供を停止することができる。なお、実行委員会が特典の提供を停止した場合であっても、企業等から納付された協賛金や提供された物品等の返還は行わないものとする。

- (1) 企業等の協賛内容について、不正の事実を発見したとき。
- (2) 企業等が故意又は重大な過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他会長が、特典の提供を停止する必要があると認めたとき。

(賠償責任)

第14条 企業等が、次のいずれかに該当したときは、その被害者に対して損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施にあたり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第13条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(免責)

第15条 企業等が、前二条の規定により損害を受けた場合においても、実行委員会はその責めを負わない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、実行委員会が定める。